

補助対象事業者、補助対象車両、申請方法の関係

表1 電動化対応トラック(車両総重量2.5t超)

注1)	トラックを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV	○	○	○	○注6)	標準車との差額注4)の2/3
HV	○	○ (車両総重量12t超)	○	○注6)	標準車との差額の1/2
		× (車両総重量12t以下)			

表2 電動化対応バス(定員11人以上)

注1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用注5) (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV・PHV	○	×	○	○注6)	標準車との差額注4)の2/3
HV	○	×	○	○注6)	標準車との差額の1/2

表3 電気自動車用充電設備

	申請事業者	申請の方法	補助金額
EV・PHV	本事業(先進環境対応トラック・バス事業を含む。)で導入するEV・PHVの充電に必要な充電設備を導入する事業者に限る。	通常申請注2)	JATAが認めた額の1/2

注1)・EVとは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている電気自動車

・HVとは、エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車(ハイブリッド自動車)

・PHVとは、外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)

注2)申請に係る車両又は充電設備を購入する前に「補助金交付申請書」を提出する場合

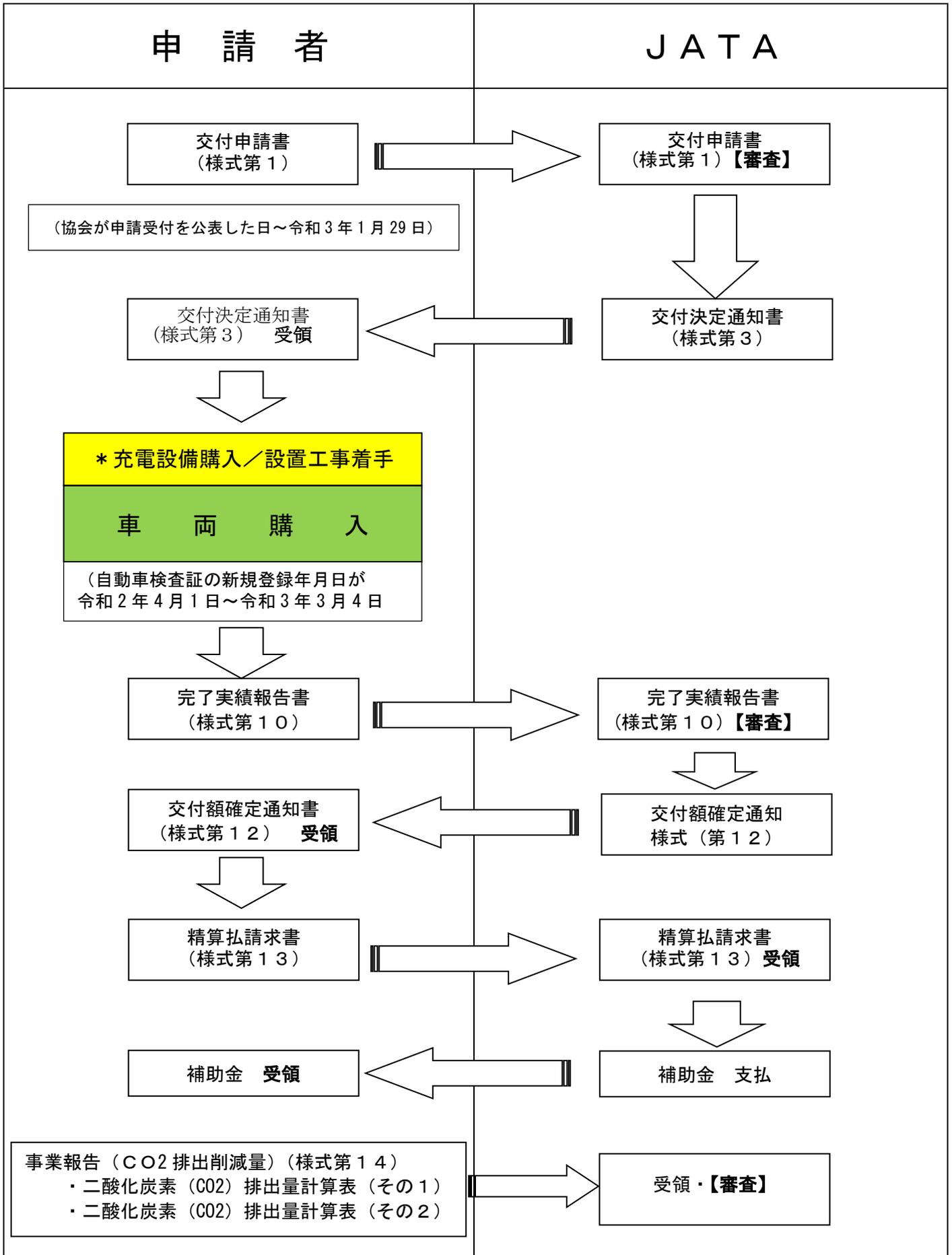
注3)申請に係る車両を購入後、「補助金申請書兼完了実績報告書」を提出する場合。

注4)同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と補助金申請自動車の価格(架装物等動力構造以外の部分に係る費用を除く)の差額。

注5)自家用バスによる有償旅客運送事業者を除く。

注6)国土交通省の型式指定申請車、新型届出車であること。又は先進環境対応トラック・バス導入加速事業の平成28~30年度において補助対象車両として申請実績があり、かつ、パワートレイン系の改造内容が変更されていないこと。

補助金申請の流れ（通常申請（購入前申請））



(注) * 充電設備購入／設備工事とは、本事業による電動化対応車に導入される電気自動車（先進環境および電動化対応トラック・バス導入加速事業において、導入された電気自動車を含む。）の充電に必要な充電設備であること。

補助金申請の流れ（実績申請（購入後申請））

